

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和4年9月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の内容	<p>1. 事務全体の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 <p>2. 特定個人情報を取り扱う事務</p> <p>以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。</p> <p>(2) 個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。</p> <p>(3) 受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。</p> <p>(4) 住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステムに接続し、必要な特定個人情報について情報連携にて取得する。</p> <p>(6) 情報ネットワークシステムを使用して情報提供を行うため、必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	福祉総合システム
②システムの機能	<p>1 資格管理機能</p> <p>手当の申請受付から支給認定、額改定、消滅までの一連の受給資格の管理を行う。</p> <p>①新規認定、額改定、消滅、その他移動の申請及び決定の情報の管理</p> <p>②受給者及び対象児童の管理</p> <p>③現況届情報の管理</p> <p>④支給月額自動計算</p> <p>⑤月別の支払予定額、児童数等の管理</p> <p>⑥共通情報(宛名情報、住民情報、個人住民税情報)の利用</p> <p>⑦振込先口座情報の管理、差し止め情報の管理</p> <p>⑧申請の受付管理及び保留情報の管理</p> <p>⑨各種通知書の出力</p> <p>⑩所得情報の入力及び所得判定結果の管理</p> <p>2 統計機能</p> <p>受給者・児童の状況、手当の支給状況等の統計情報の管理</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)
②システムの機能	<p>(1)宛名番号付番機能</p> <p>団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>(2)宛名情報等管理機能</p> <p>統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>(3)中間サーバー連携機能</p> <p>中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。</p> <p>(4)各事務システム連携機能</p> <p>各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（中間サーバー）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム・団体内統合宛名システム間のデータ受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を提供する。</p> <p>(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>(2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>(4) 各業務システム接続機能 中間サーバーと各業務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム4	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム5	
①システムの名称	

3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当資格管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の56の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第44条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26, 30, 87の項)</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第19条の1、第40条、第44条の1</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長
7. 他の評価実施機関	

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税務部市民課 市民税務部市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他地方公共団体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	児童手当法に基づき児童手当及び特例給付の認定、支給、額改定、受給資格の管理等について適正に実施することを目的とする。								
④使用の主体	使用部署	子ども家庭部子ども福祉課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	・受給者からの各種申請により福祉総合システムに入力・記録等を行い、支給の決定及び受給資格の管理を行う。								
	情報の突合	・受付時において住民記録情報・所得情報を確認する。 ・手当支給開始後において住民記録情報・所得情報の異動に基づき受給資格の再判定を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	福祉総合システムの保守運用業務委託	
①委託内容	児童手当及び特例給付の認定、支給、額改定、受給資格の管理等に関するシステムの運用管理・保守業務(帳票印刷業務を含む)	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (2) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
提供先2～5	
提供先2	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で貸金を融通事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者(申請者)、配偶者、対象児童、父母指定者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	提供を求められた都度
提供先4	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆天引申請情報管理

1.徴収区分,2.徴収種類,3.天引通知書発行年月日,4.天引予定金額合計,5.天引履歴番号,6.天引申請年月日,7.天引決定結果,8.天引決定年月日,9.天引決定理由,10.天引申請種別,11.天引申請理由,12.天引有効期間開始,13.天引有効期間終了

◆天引申請情報児童

1.児童宛名コード,2.児童予定金額合計,3.天引履歴番号,4.児童決定年月日,5.児童申請年月日,6.児童申請理由,7.児童有効期間開始,8.児童有効期間終了

◆天引月別支払履歴

1.枝番,2.支払期,3.支払区分,4.支払処理年月日,5.対象年月,6.徴収区分,7.徴収種類,8.天引金額,9.天引金額予定,10.天引後振込金額,11.天引前振込金額,12.振込年月日

◆天引月別支払履歴内訳

1.枝番,2.小枝番,3.児童宛名コード,4.支払期,5.対象年月,6.徴収区分,7.徴収種類,8.天引金額,9.天引元金額,10.天引元対象年月,11.天引割当額

◆資格履歴

1.決定結果,2.決定内容入力,3.決定年月日,4.決定理由,5.子ども手当受給者番号,6.受給者番号,7.職権フラグ,8.申請種別,9.申請内容入力,10.申請年月日,11.申請理由

◆手当資格内容

1.未支払手当支給決定結果,2.未支給請求者の受給者との関係,3.未支給請求者_債権者宛名コード,4.未支給_返還の別,5.被用区分,6.乳幼児加算分(3歳未満1・2子)の月額,7.手当種別,8.手当月額,9.所得判定対象者,10.受給者区分,11.事由発生日,12.住登外区分,13.実支給月額,14.施設コード,15.支給区分,16.算定対象児童数,17.災害特例該当,18.開始_改定_終了,19.3歳未満児童分の月額,20.3歳未満児童数,21.3歳以上12歳年度末児童分の月額,22.3歳以上12歳年度末児童数,23.12歳年度末以上15歳年度末未満児童分の月額,24.12歳年度末以上15歳年度末未満児童数

◆手当支給要件児童

1.算定対象該当日,2.留学終了日,3.留学開始日,4.別居区分,5.同居別居の別,6.生計関係,7.児童生年月日,8.児童宛名コード,9.支給要件非該当日,10.支給要件非該当事由,11.支給要件該当日,12.支給要件該当事由,13.算定対象該当事由,14.算定対象非該当日,15.算定対象非該当事由,16.監護の有無,17.3歳児到達日,18.12歳児到達日

◆支払履歴

1.振込不能フラグ,2.振込年月日,3.振込金額,4.調整前振込金額,5.調整金額,6.対象年月,7.出張所区分,8.支払処理年月日,9.支払区分,10.支払期,11.支店名カナ,12.支店名,13.支店コード,14.口座名義人カナ,15.口座番号,16.口座種別名称,17.口座種別,18.金融機関名カナ,19.金融機関名,20.金融機関コード,21.枝番

◆差止履歴

1.時効年月日,2.差止理由,3.差止対象年度,4.差止決定年月日,5.差止解除年月日,6.差止開始年月

◆過払情報

1.未調整額,2.調整全額,3.調整済額,4.調整債権区分,5.債権未納額,6.債権返納済額,7.債権全額,8.過払全額,9.過払番号

◆過払月額

1.枝番,2.過払金額,3.過払番号,4.対象年月

団体内統合宛名

1.個人番号、2.情報提供用個人番号識別符号、3.団体内宛名番号

中間サーバー

1.情報提供等の記録等

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆調整月額

1.過払番号,2.調整金額,3.調整対象年月

◆債権情報

1.履行延期承認日,2.不能欠損日,3.不能欠損額,4.納期限日,5.調定番号,6.事実発生日,7.債務承認日,8.債権者,9.過払番号,10.一括入金済フラグ

◆債権計画

1.過払番号,2.計画番号,3.債権者,4.督促状発送日,5.納期限日,6.返納回数,7.返納期間開始年月,8.返納期間終了年月,9.返納月額,10.返納予定全額,11.履行延期承認日,12.利息フラグ

◆再建計画月別

1.過払番号,2.計画番号,3.時効起算日,4.督促状発行日,5.督促状発送日,6.納期限日,7.納付書番号,8.返納予定月額,9.返納予定年月

◆支払履歴_児童数内訳

1.振込年月日,2.枝番,3.振込不能フラグ,4.支払期,5.支払区分,6.対象年月,7.第1子3歳未満児童数,8.第1子3歳以上児童数,9.第1子算定対象児童数,10.第2子3歳未満児童数,11.第2子3歳以上児童数,12.第2子算定対象児童数,13.第3子以降3歳未満児童数,14.第3子以降3歳以上児童数,15.第3子以降算定対象児童数

◆送付先マスタ

1.送付先郵便番号,2.送付先郵便番号,3.送付先住所,4.送付先住所,5.送付先カナ氏名,6.送付先氏名,7.送付先電話番号

◆居住地マスタ

1.居住地郵便番号,2.居住地郵便番号,3.居住地住所,4.居住地住所,5.居住地カナ氏名,6.居住地漢字氏名

◆施設マスタ

1.施設コード,2.施設種類,3.公立私立区分,4.施設名所,5.代表者名,6.施設長名,7.施設郵便番号,8.施設住所,9.施設方書,10.施設電話番号

◆口座マスタ

1.金融機関コード,2.支店コード,3.金融機関名,4.金融機関カナ,5.支店名,6.支店カナ,7.出張所区分,8.口座種別,9.口座種別名称,10.口座番号,11.口座名義人カナ,12.口座名義人漢字

◆現況履歴

1.被用区分,2.判定結果,3.発行年月日,4.提出年月日,5.審査決定年月日,6.所得判定対象者,7.現況番号

◆福祉世帯

1.該当日,2.受給者との関係,3.非該当日,4.福祉世帯員宛名コード,5.本人から見た続柄,6.本人宛名コード

3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置

- (1) システムを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。
- (2) アクセスログやシステム操作の履歴(利用者ID、日時、システムへのアクセス状況、データへのアクセス状況)を記録している。

2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する処置

- (1) 各システム上の管理権限を与えられたもの以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><福祉総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><福祉総合システムのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会・情報提供の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知 [十分に行っている] <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか [発生なし] <選択肢>
 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容

<越谷市における措置>
 ・大部分のシステムについては、耐震性に優れ、停電時にも電源供給が可能なデータセンターへサーバを移設している。
 ・データセンターや庁内サーバ室の出入口には生体認証による入退室管理設備を設置している。
 ・庁内サーバ室へ入室可能な職員を限定し、更には入退室管理簿の記入を徹底している。
 ・コンピュータウイルス監視ソフトを導入している。また新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。
 ・システムを利用できる職員を限定している。
 ・特定個人情報を取り扱う端末のログインには生体認証を用いており、簡単になりすましができないよう制御している。
 ・アクセスログや操作ログといった履歴を記録している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
 1) 特に力を入れている 2) 十分である
 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ①特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク
 ・個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。
- ②特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置
 ・保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、システムで判別して削除を実施する。
 ・紙や電子媒体について、保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報は、溶解またはシュレッダー、データ消去等の確実な消去を行う。

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><越谷市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、情報セキュリティに関連する意識調査を実施することとしている。 ・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定し情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。 ・<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
②請求方法	越谷市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書等を提出する。 ※電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めていない。 ※越谷市ホームページ上に、請求方法、開示請求書の様式等を掲載している。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市子ども家庭部子ども福祉課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9166
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月18日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高橋 成人	関根 正和	事後	人事異動に伴う所属長の変更
令和1年6月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 事務全体の概要 ・児童手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2)個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3)受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。 (4)住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。	1. 事務全体の概要 ・児童手当法及びその他の関係法令等に基づき、児童手当の受付、認定、支給等の事務を実施する。 ・受給者等から提出された対象者の資格管理、支払管理、現況届受付事務、補助金管理等に関する事務を実施し、受給資格者情報を管理する。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)住民基本台帳システムから住民情報を取得して受給者台帳を作成する。 (2)個人住民税課税システムから、所得情報を取得して受給者台帳を作成する。 (3)受給者から提出される申請書等の情報を福祉総合システムに入力し、住民基本台帳システムで作成された住民情報に個人住民税課税システムから取得した所得情報を合わせて受給者情報ファイルを作成する。 (4)住民基本台帳システム及び個人住民税課税システムから異動情報を取得し、受給者情報の更新・管理を行う。 (5)情報提供ネットワークシステムに接続し、必要な特定個人情報について情報連携にて取得する。 (6)情報ネットワークシステムを使用して情報提供を行うため、必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。	事後	内容の見直しによる文言の追加

<p>令和1年6月18日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第44条</p>	<p>事後</p>	<p>法令上の根拠(主務省令)の追記</p>
<p>令和1年6月18日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報 報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26, 30, 87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報 報に「児童手当関係情報」が含まれる項(74, 75の項)</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報 報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26, 30, 87の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第19条の1、第40条、第44条の1</p>	<p>事後</p>	<p>法令上の根拠(主務省令)の追記</p>
<p>令和1年6月18日</p>	<p>I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名</p>	<p>関根 正和</p>	<p>子育て支援課長</p>	<p>事後</p>	<p>様式の見直しによる記載事項の変更</p>

令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	本人の個人番号カード及び個人番号通知カード	本人の個人番号カード	事後	内容の見直しによる文言の削除
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 「ユーザ認証の管理」 (具体的な管理方法)	①システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることでなりすましを防止している。 ② (略) ③システムにログインする場合にパスワード認証を利用する場合、定期的にパスワードを変更している。	①システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とパスワードによる二要素認証とすることでなりすましを防止している。 ② (略) ③ 削除	事後	内容の見直しによる文言の変更
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」 (既定の内容)	「越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、委託目的以外の利用等禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告、委託契約終了時の個人情報の返還・処分を義務づけている。	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、秘密の保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	事後	内容の見直しによる文言の変更
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「その他の措置の内容」	なし	委託先に対して報告、実地の監査、調査等の結果を踏まえ、委託の内容等の見直し等を含め評価を行う。	事後	内容の見直しによる文言の追加
令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 (具体的な方法)	特定個人情報の保護に必要な知識の習得を目的として、毎年、研修を実施することとしている。	毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。	事後	内容の見直しによる文言の変更

令和3年2月4日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、個人情報を取扱う事業課の中から複数課所を選定して内部監査や情報セキュリティを専門に扱う事業者による外部監査を実施することとしている。 ・(略) ・<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	事後	内容の見直しによる文言の変更及び追加
令和3年2月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月17日	令和2年3月18日	事後 評価実施による変更
令和3年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名 II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用	子育て支援課	子ども福祉課	事後 組織改正に伴う課名変更
令和3年11月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26, 30, 87の項)</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長等」の項のうち、特定個人情報に「児童手当関係情報」が含まれる項(26, 30, 87の項)</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項</p>	事後 番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の26の項	番号法第19条第8号別表第二の26の項	事後 番号法第19条の改正による号の繰り下げ

令和3年11月29日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 提供先2 ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号別表第二の30の項	番号法第19条第8号別表第二の30の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 提供先3 ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号別表第二の87の項	番号法第19条第8号別表第二の87の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 移転先1 ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号別表第二の26の項	番号法第19条第8号別表第二の26の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く.) 移転先2 ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号別表第二の87の項	番号法第19条第8号別表第二の87の項	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	<p>Ⅲ リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法第19条の改正による号の繰り下げ